

平成 30 年度

(仮称)

苫小牧市中小企業振興計画

<作成中>

2017.10.12 現在

平成 30 年 4 月

苫 小 牧 市

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>中小企業振興計画の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1	背景	
2	目的	
3	計画期間	
4	計画の位置づけ	
<b>第2章</b>	<b>苫小牧市の現状</b>	<b>4</b>
1	人口の推移	
2	産業別従業者数	
3	従業者規模別事業所数の構成比	
4	中小企業融資制度の利用実績	
5	商業の推移と現況	
6	工業の推移と現況	
7	倒産件数の推移	
<b>第3章</b>	<b>中小企業振興のための3つの柱</b>	<b>14</b>
<b>第4章</b>	<b>3つの柱～実行計画～</b>	<b>15</b>
1	創業促進及び経営基盤の強化	
2	人材確保・育成及び事業承継の円滑化	
3	販路拡大及び需要開拓の促進	
<b>第5章</b>	<b>推進体制</b>	<b>21</b>
1	推進体制	
	<b>苫小牧市中小企業振興条例</b>	<b>22</b>

### 1 背景

わが国では、昭和38年（1963年）に「中小企業育成により大企業との格差を縮小する」という趣旨の「中小企業基本法」を制定しています。当時の基本法は、大企業の下請けである中小企業を育成し、格差を是正する内容となっておりますが、平成11年（1999年）に抜本改正を行い、中小企業を経済の担い手として位置づけ、「経営の革新及び創出の促進」「中小企業の経営基盤の強化」「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」などの基本方針を打ち出しています。また、平成26年6月に小規模企業振興基本法（小規模基本法）及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）が成立・公布され、従来の中企業振興施策の強化に加え、さらに規模の小さな小規模事業者に焦点を当て、小規模事業者に対する支援を根本的に強化しようとしています。

北海道では、経済の活性化や雇用の創出につなげていくため、「道内経済を牽引する産業の発展」と「地域経済活性化」を図ることを重要な課題として考えており、平成20年に「北海道経済構造の転換を図る為の企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（通称：北海道産業振興条例）」を策定しています。また、小規模企業者等の役割を明確化し、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、持続的発展を図るため「北海道小規模企業振興条例」を平成28年4月に制定しております。

一方、苫小牧市では、中小企業が産業及び地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、平成25年4月に「苫小牧市中小企業振興条例」（以下「本条例」）を策定しました。本条例は、中小企業の振興に関する基本理念、施策の基本方針等を定めており、中小企業者等、経済団体、大企業、市民、市の各主体の役割を明らかにし、目指すべき方向性を示しています。

## 2 目的

「苫小牧市中小企業振興計画」（以下「本計画」）は、条例に示された、産業及び地域経済を担う中小企業者等が地域社会の発展に果たす役割の重要性を認識のもと、中小企業者、大企業、経済団体、市民、市が協働して取り組む中小企業振興の基本方針や重点施策等を明らかにするとともに、関係機関等と連携したきめ細かい支援を実施するために策定するものです。

なお、本計画における中小企業振興策については、北海道の条例（北海道小規模企業振興条例）に基づき、「小規模企業者」も対象に含むものであり、併せて振興に取り組むものです。

## 3 計画期間

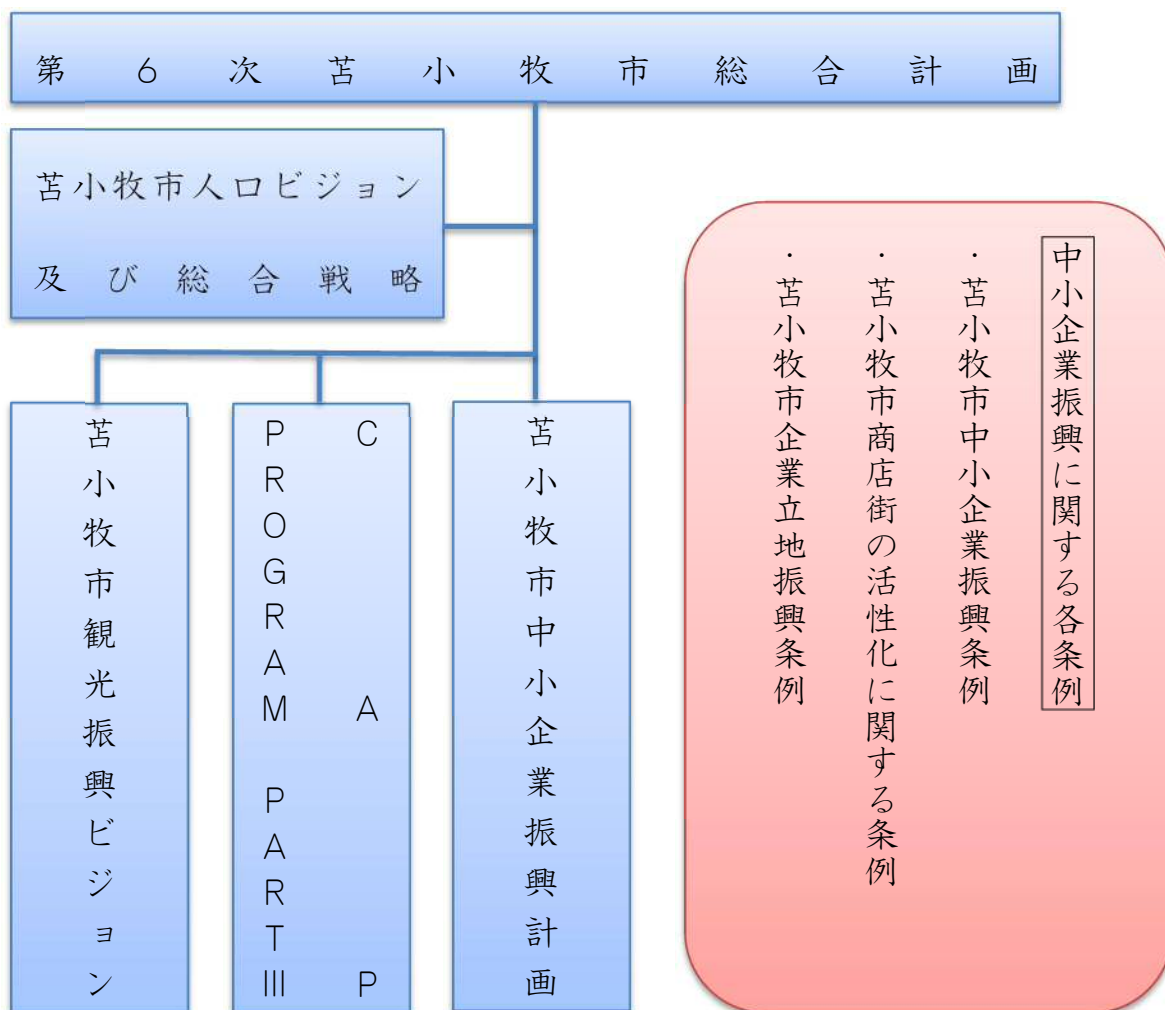
本計画は、平成30年度（2018年度）から平成34年度の5か年の間に取り組むべき内容をまとめたものです。

また、本計画は、本条例に基づき設置した「苫小牧市中小企業振興審議会（以下「本審議会」）に進捗状況を報告するとともに、関係機関との議論を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)
総合計画	<b>基本構想（10年）</b>									
	<b>第6次基本計画（5年）</b>					<b>第7次基本計画（5年）</b>				
中小企業 振興計画	<b>基本計画（5年）</b>									

## 4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第6次苫小牧市総合計画」及び「苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略」との整合性を保ちながら、地域経済を担う中小企業の振興に関する各種計画や条例等との連携を図りながら、本計画の取り組みを進めます。



### 1 人口の推移

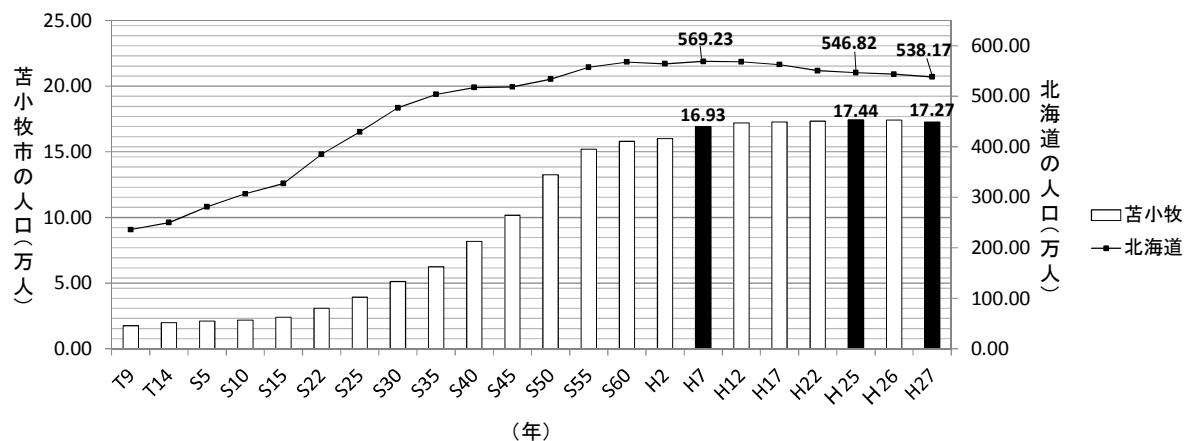
苫小牧市の歴史は、サケやイワシ漁等の漁業から始まりました。漁業中心の町に大きな変革をもたらしたのは、王子製紙が新工場の建設を始めた明治40年（1907年）頃からです。それまで約3千人だった人口は、王子製紙の新工場が完成した明治43年には、7千人以上になりました。

昭和恐慌等もありましたが、その後も人口は順調に増え続け、第二次世界大戦終結後の人口は約2.7万人でした。昭和20年（1945年）以降、多くの兵士が復員するなどして、昭和23年に市政を施行した際には3.3万人になりました。昭和38年の苫小牧港開港に伴い人口も増加し、昭和44年には10万人を突破しました。昭和48年以降多数の大型店が出店し、昭和55年には苫小牧東港の開港を迎えるとともに15万人を達成しました。その後も順調に人口は伸び続け、平成2年（1990年）には大手自動車メーカーが工場建設を表明し、その後の市の工業発展に大きな貢献をもたらすこととなります。平成4年には小樽市を抜いて全道6位となり、その3年後、平成7年には人口17万人を達成します。

この年をピークに北海道全体では人口が減少に転じています。苫小牧市においては、その後も人口は増え続けていましたが、平成25年の174,469人をピークに減少に転じています。（図表1）

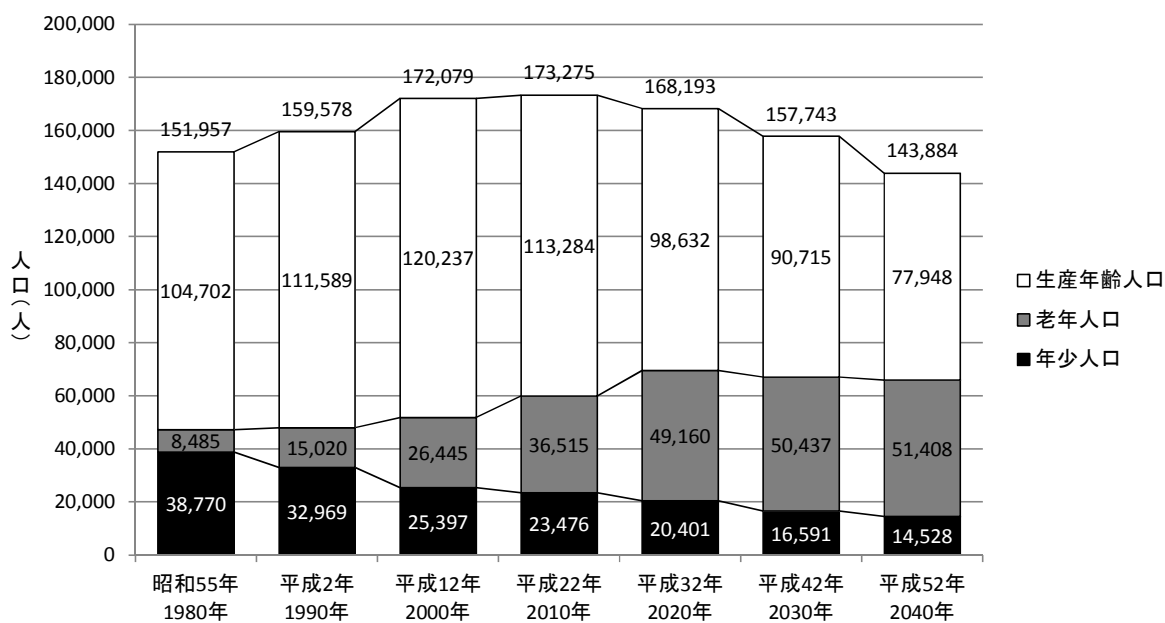
本市の年齢3区分の人口推移を見ると、平成12年まで増加傾向を示していた生産年齢人口は、平成17年において減少に転じています。さらに年少人口も減少していく一方で、老年人口は増加しており、この傾向は今後も続くものと推計されることから、本市における少子高齢化の流れは一層顕著になっていくものと思われます。

図表1 人口の推移<sup>1</sup> (北海道・苫小牧市)



資料:「総務省統計局「国勢調査結果」

図表2 年齢3区分別人口<sup>2</sup>の推移



資料:総務省統計局「国勢調査結果」及び「国立社会保障・人口問題研究所推計値」

<sup>1</sup> 図表1 人口の推移:各年国勢調査結果の数値。基準日は10月1日。昭和20年(1945年)のみ、太平洋戦争直後のため行われず、昭和22年(1947年)に臨時で実施された国勢調査結果の数値。平成26年(2014年)、平成27年(2015年)については、国勢調査が行われていないため、9月30日現在の住基ネットの数値を使用。

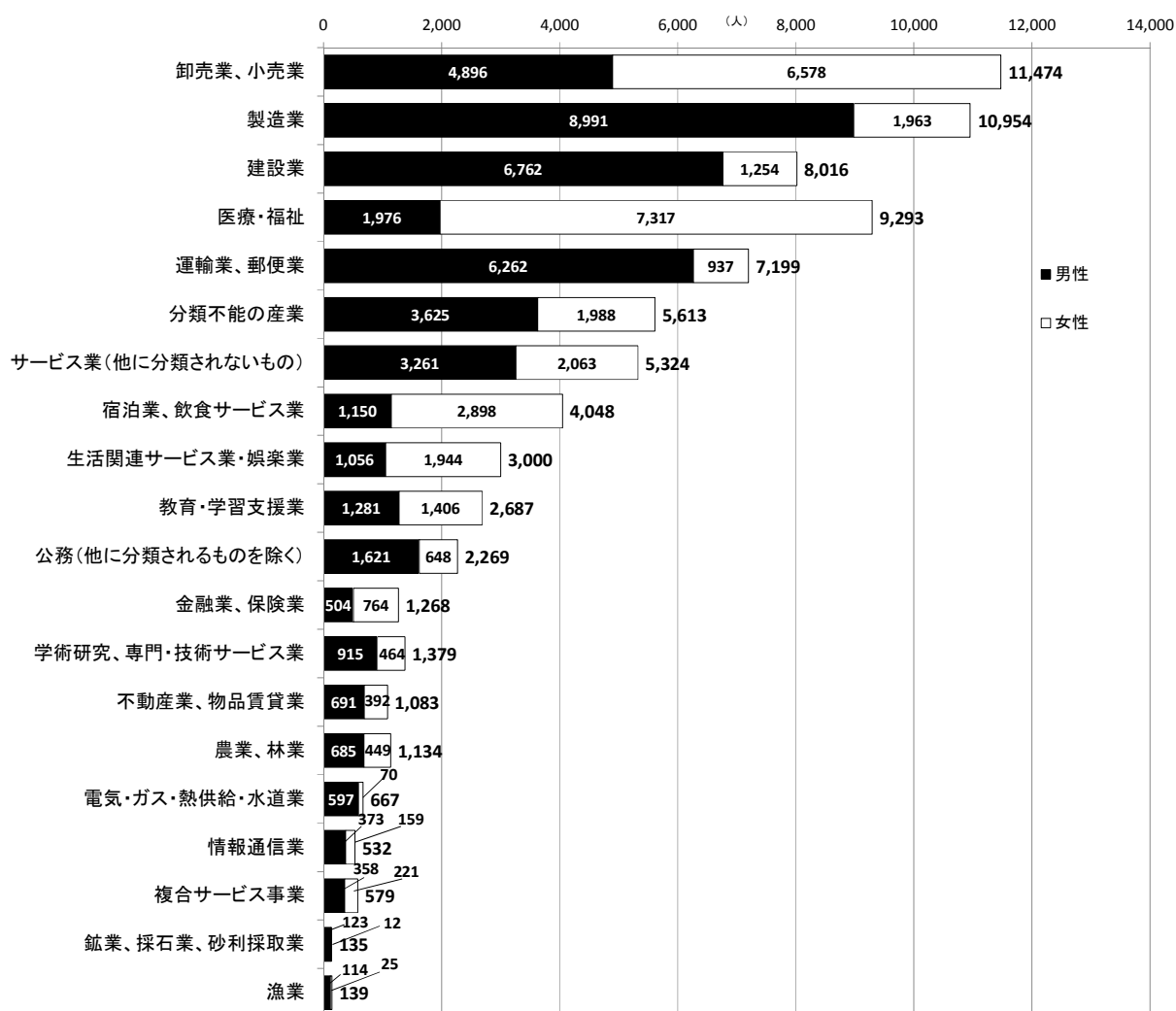
<sup>2</sup> 図表2 年齢3区分別人口: 生産年齢人口(15歳~64歳)、老年人口(65歳以上)、年少人口(0歳~14歳)

## 2 産業別従業者数

市内の産業割合につきましては、図表3の産業別従業者数を見て分かる通り、第1次産業（農・林・漁業）の割合が低く、第2次産業（製造業、建設業）の割合が高いことから「工業のまち」と言われる由縁となっております。

男女別に見ると、男性は、「製造業」「建設業」「運輸業、郵便業」「卸売業・小売業」で全体の6割を占めており、本市の男性は、工業及び商業に従事する従業員が多いことがわかります。また、女性は、「卸売業、小売業」「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」で、全体の5割を占めており、商業及び医業等に従事する従業員が多い一方、工業系に従事する従業員が少ないことが顕著に現れております。

図表3：産業別従業員数割合



資料：総務省統計局「平成27年 国勢調査 就業状態等基本集計」



### 3 従業者規模別事業所数の構成比

従業者数規模の事業所数及び従業員で見ると、平成26年度の事業所数では0人～9人で約98%、同様に従業者数でも約76%と、地域経済を担う中小企業の事業所が本市のほとんどであると言えます。

図表4 従業者数規模の事業所数（民間）

従業者数	平成26年			
	事業所	構成比	従業者	構成比
0～4人	4,101	53.39%	8,710	10.58%
5～29人	3,048	39.67%	34,045	41.35%
30～49人	266	3.46%	10,039	12.19%
50～99人	160	2.08%	11,048	13.42%
100人以上	74	0.96%	18,490	22.46%
出向・派遣のみの事業所	34	0.44%	-	-
合計	7,683	100%	82,332	100%

資料：総務省統計局「経済センサス 平成26年基礎調査」

## 4 中小企業融資制度の利用実績

本市では、苫小牧市中小企業振興条例に基づき、市内中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、経営基盤の強化及び経営の安定に役立ててもらうため、「苫小牧市中小企業融資制度」として5つの資金を設けています。

平成27年12月には、利用者にとって使いやすい制度となるよう融資条件の引き上げや融資期間延長などの制度拡充を実施しました。

平成28年度融資については、「小規模企業経営改善資金」「中小企業振興資金」とも新規融資金額が伸びており、全体として前年度比で2億7,587万6,000円の増加となっております。

### 《苫小牧市中小企業融資制度（各資金内容）》

中小企業振興資金	：事業活動に必要な運転資金及び設備資金
小規模企業経営改善資金	：従業員が50人以下の会社等に対する運転資金及び設備資金
中小企業機械等購入資金	：設備の近代化、合理化に必要な機械等の購入資金
店舗近代化設備資金	：商業者の店舗近代化に必要な設備資金
中小企業環境保全施設資金	：環境保全対策の推進を図るための設備資金

図表5 苫小牧市中小企業融資実績（各年2月～1月）

（金額単位：百万円）

	振興資金		小規模		機械		店舗		環境		融資合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H22年度	86	969	132	742	1	5	0	0	1	23	220	1,739
H23年度	85	1,066	138	771	2	20	2	46	0	0	227	1,903
H24年度	68	756	159	858	0	0	0	0	0	0	227	1,614
H25年度	68	681	176	1,107	0	0	0	0	3	38	247	1,826
H26年度	84	925	197	1,058	2	13	0	0	0	0	283	1,996
H27年度	78	922	158	880	0	0	0	0	0	0	236	1,802
H28年度	88	955	185	1,113	0	0	0	0	1	10	274	2,078

## 5 商業の推移と現況

---

本市の商業は、昭和48年（1973年）駅北口に長崎屋が出店して以降、駅を中心としてダイエー、イトーヨーカドー等の大型店が相次いで出店し、次第に商業の中心は錦町大町地区から駅周辺へと移動していきました。

昭和54年に近代化実施計画プロジェクト事業の具体策として「苫小牧市錦町地区市街地再開発事業基本計画」が策定されました。

平成10年（1998年）に中心市街地活性化法が施行されたのを受け、平成13年には「苫小牧市中心市街地活性化基本計画」が策定され、空洞化の進む中心市街地の再活性化を図るため、商店街や苫小牧商工会議所を中心に事業に取り組んできましたが、その後も全国的に中心市街地の空洞化に歯止めがかかりませんでした。

市は、平成21年度にプロジェクトチームを立ち上げ、意見交換会やワークショップ等の市民参加の機会を通じて提出された様々な意見・提案を踏まえ、平成23年6月に「CAP（まちなか再生総合プロジェクト）」を策定し、平成23～25年度を「PROGRAM PART I」、平成26～28年度を「PROGRAM PART II」、平成29～31年度を「PROGRAM PART III」として、まちづくりに携わる人材の育成やネットワークの強化にも取り組んでいます。

平成24年には、道内初となる商店街に特化した「苫小牧市商店街の活性化に関する条例」が施行され、商店街の活性化への取り組みを強めています。

図表 6 商業統計調査

項 目	商店数 (件)	
	平成 19 年	平成 26 年
卸売業	488	347
小売業	1,366	961
合 計	1,854	1,308

項 目	従業員数 (人)	
	平成 19 年	平成 26 年
卸売業	3,506	2,954
小売業	11,373	9,133
合 計	14,879	12,087

項 目	年間販売額 (百万円)	
	平成 19 年	平成 26 年
卸売業	351,124	326,542
小売業	204,041	189,505
合 計	555,165	516,047

項 目	売場面積 (㎡)	
	平成 19 年	平成 26 年
小売業	246,304	211,027

資料: 苫小牧市「平成 27 年版苫小牧市統計書」  
 苫小牧市「平成 20 年度商業の現況」

## 6 工業の推移と現況

---

本市は、国際拠点港湾の「苫小牧港」と北海道の空の玄関口である「新千歳空港」を擁する、北海道経済発展の大きな役割を担う産業拠点都市として発展を続けています。

本市の工業は、明治43年（1910年）に王子製紙株式会社苫小牧工場が創業を開始して以来、製紙工業等の素材型産業を主力として発展しました。

昭和38年（1963年）に苫小牧港西港区の使用開始に伴い、臨海工業地帯の造成が活発化し、昭和40年には非鉄金属の日本軽金属株式会社、石油精製の出光興産株式会社などの進出、港湾の整備や進出工場の建設に係る建設業の著しい増加、卸売・小売業、サービス業の増加も見られ、さらに発展を続けてきました。

苫小牧港や新千歳空港の整備により、産業構造を支える交通の要衝として、その特性を生かした企業誘致活動を行い、平成4年（1992年）にはトヨタ自動車北海道株式会社が進出し、自動車関連産業をはじめとするものづくり産業の集積が進んでいます。

また、平成10年に、企業の技術力向上、研究開発を支援し、産業の振興を図ることを目的に、苫小牧市テクノセンターを設置し、人材育成、新技術導入による競争力向上など、中小企業の体質強化と発展を図ってきました。

近年では、ものづくり産業に加え、植物工場や再生可能エネルギー関連施設などの多様な産業が展開されています。市内に立地する企業を中心とした産業構造基盤を確立するためにも、地元企業の技術力の向上と技術者の育成を図り、ものづくり産業の活性化に向け取組を進めております。

図表7 製造業事業所数及び出荷額（従業者4人以上の事業所）

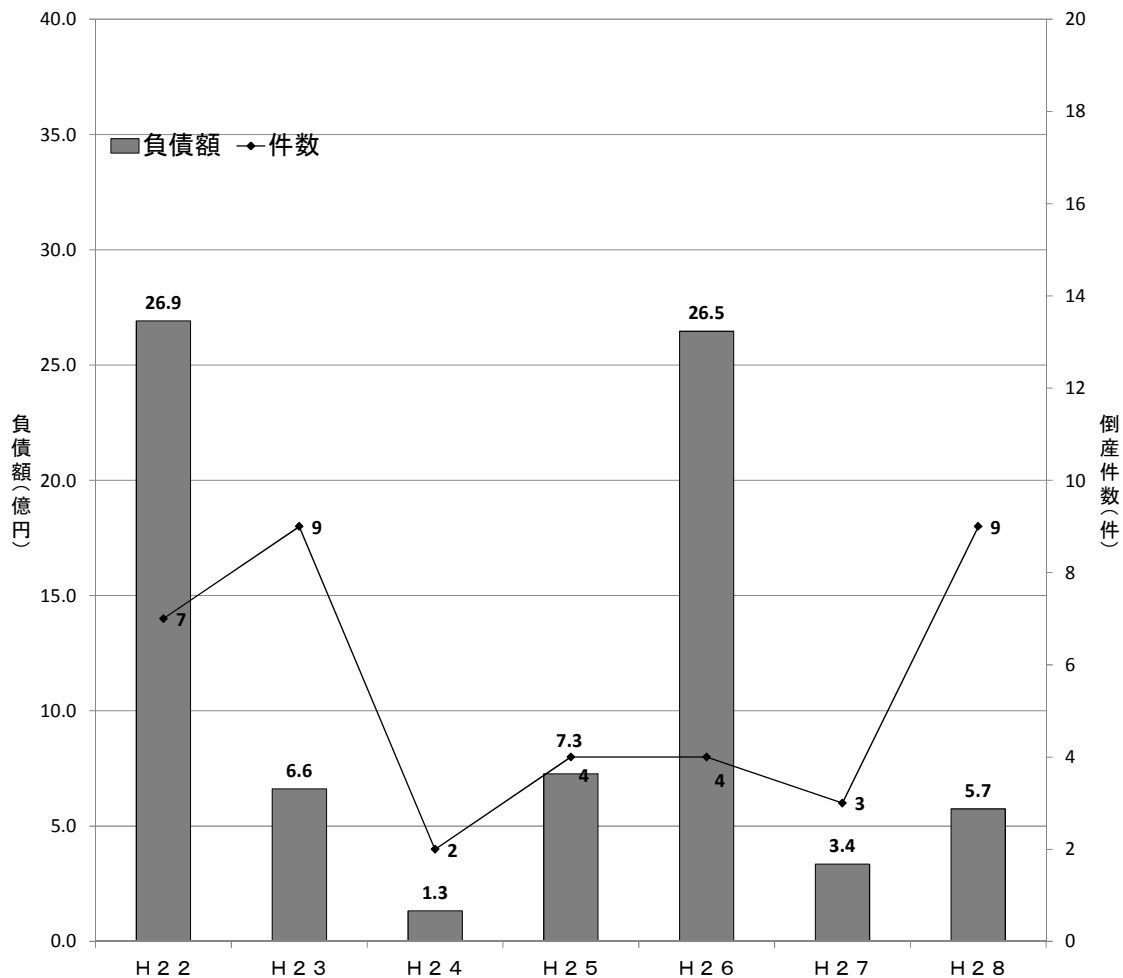
製 造 業	平成 24 年		平成 26 年	
	事業所数 (実数)	製造品出荷額 (百万円)	事業所数 (実数)	製造品出荷額 (百万円)
食料品製造業	18	7,544	19	6,810
飲料品・たばこ・資料製造業	12	43,985	11	35,790
繊維工業	2	X	2	X
木材・木製品製造業（家具を除く）	18	17,092	18	19,503
家具・背装備品製造業	6	402	5	407
パルプ・紙・紙加工品製造業	8	132,867	8	144,099
印刷・同関連業	11	2,154	11	2,473
化学工業	13	19,450	13	21,069
石油製品・石炭製品製造業	6	617,184	5	837,271
プラスチック製品製造業	6	2,150	5	1,310
ゴム製品製造業	1	X	1	X
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	21	11,667	21	12,592
鉄鋼業	11	22,291	8	27,044
非鉄金属製造業	6	9,225	8	14,308
金属製品製造業	36	10,153	34	14,378
はん用機械器具製造業	5	3,890	9	4,445
生産用機械器具製造業	15	8,752	14	8,825
業務用機械器具製造業	1	X	1	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	-	-	-	-
電気機械器具製造業	1	X	1	X
情報通信機械器具製造業	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	12	220,970	12	239,449
その他の製造業	4	796	2	X
総数	213	1,131,075	208	1,391,335

資料：苫小牧市「平成 26 年工業統計調査」

## 7 倒産件数の推移

民間信用調査機関（帝国データバンク）の情報によりますと、平成21年12月から平成25年3月末まで施行された、中小企業金融円滑化法などの金融面からの国の施策により、中小企業の資金繰りは大きな手助けになってきた面がありますが、金融支援だけでは限界があるものと思われます。根本的に売上・収益維持が困難な企業が増加しており、企業業績そのものの回復が必要となっています。

図表8：市内の倒産件数



資料: (株)帝国データバンク 苫小牧支店

## 第3章 中小企業振興のための3つの柱

これからの中小企業振興は、第1期・第2期の中小企業振興審議会及び第2期に設置した専門部会で議論された内容を踏まえ、下記3つの柱を掲げて取り組みます。

### 1 創業促進及び経営基盤の強化

---

創業を促進するためには、女性や専門的な知識及び技術を持つ高齢者を含めた創業を志す方の掘り起こしから、創業後のフォローアップまでの「創業促進及び経営基盤の強化」が必要です。また、市内創業者の実態を把握し、創業者に対する実効性の高い支援策や幅広い視点による創業促進策が求められています。

### 2 人材確保・育成及び事業承継の円滑化

---

中小企業が成長するためには、「人材確保・育成及び事業承継の円滑化」が必要です。また事業承継については、後継者の育成などの課題を抱える中小企業の実態を踏まえ、事業継続のための効果的な支援が求められています。

### 3 販路拡大及び需要開拓の促進

---

中小企業が安定した事業を継続するためには、「販路拡大及び需要開拓の促進」が必要です。そのため、中小企業が抱える課題に適した支援を展開し、販路拡大・需要の開拓に挑戦できる環境づくりが求められています。



## 1 創業促進及び経営基盤の強化

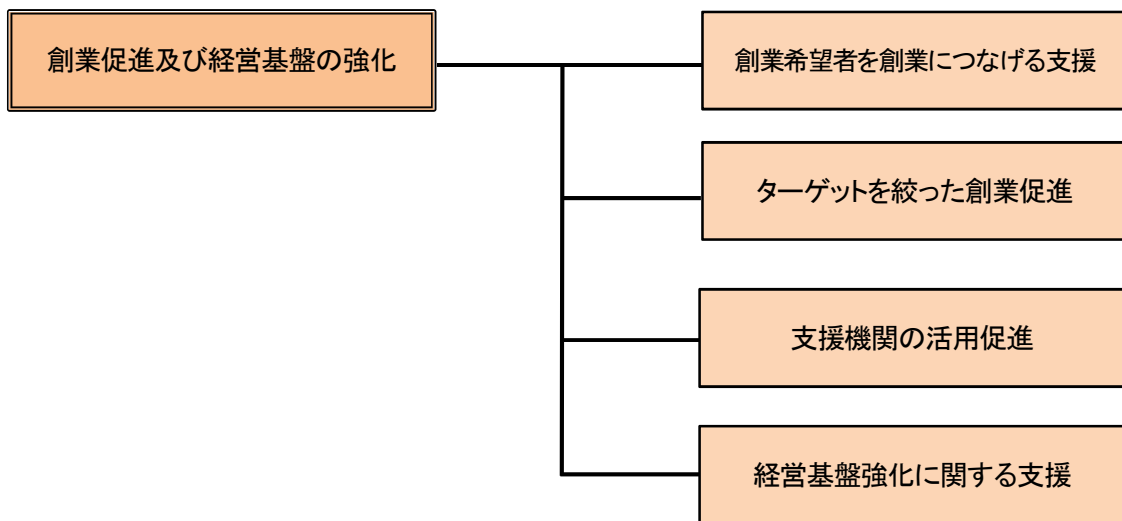
### 現状と課題

市内中小企業の実態は、平成13年をピークに事業所数が減少傾向で推移しているため、事業所数の減少を抑え、雇用拡大など産業活性化のためには創業者を増やす支援が必要です。また、創業後についても経営基盤安定のための対策が求められています。

### 基本目標

創業につながる支援の拡充を進め、創業者の増加を目指します。また、創業後も支援機関の相談窓口や市融資制度を活用し、経営の安定を図ることを目指します。

### 施策の体系



### 主要支援策

#### (1) 創業希望者を創業につなげる支援

- ①国や道、市など関係機関の支援事業を活用し、創業を志す方を後押しします。
- ②創業セミナー等、支援事業を開催する曜日や時間帯を工夫し、参加者の増加を図ります。

## (2) ターゲットを絞った創業促進支援

- ①女性起業家の創出を図るセミナーを開催します。
- ②専門的な知識・技術を持つ\*高年齢者の創業を支援します。

※高年齢者：55歳以上の者をいう。（「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により厚生労働省令で定められている年齢）

## (3) 支援機関の活用促進

- ①中小企業相談所や金融機関の相談窓口など、中小企業の振興につながる支援機関を積極的に周知し、利用促進を図ります。

## (4) 創業後のサポートなど、経営基盤強化に関する支援

- ①事業を継続させることはもちろん、さらに発展させるため、経営計画の見直しや支援事業の活用など、支援機関などと協力し、創業後の継続的な支援を行います。
- ②市の融資制度の周知を図り、中小企業の経営を支援します。

### **評価指標**

指 標	H28年度 (*基準値)	H30年度 (見込み)	H34年度 (目標値)
新規創業セミナー 参加人数	46人	50人	60人
創業サポート補助金 利用人数	7人	12人	15人
苫小牧市中小企業融資制度 利用件数	274件	280件	300件

※平成28年度の実績を基準値とする。

### **主な事業** ※詳細は計画別冊を参照

- 新規創業セミナー
- 中小企業融資制度
- 小規模企業経営改善資金 信用保証料の補給 など

## 2 人材確保・育成及び事業承継の円滑化

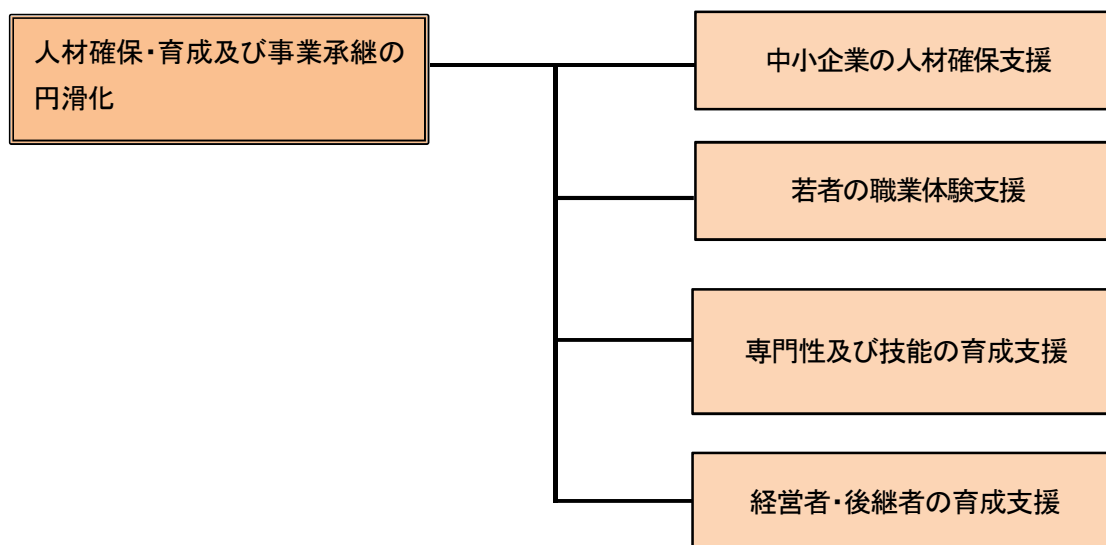
### 現状と課題

市内中小企業においても人材不足・後継者不足が深刻化しております。人材をいかに確保するかはもちろん、技能を身につけ、将来の後継者をどう育てていくかが課題となっています。

### 基本目標

中小企業の人材確保・育成のための支援を行います。また、経営者・後継者の育成を進め、事業承継の円滑化を目指します。

### 施策の体系



### 主要支援策

#### (1) 中小企業の人材確保支援

- ① 中小企業が求める、多様な人材を確保するための支援を行います。
- ② 若者の地元定着を増やすための支援を行います。

#### (2) 若者の職業体験支援

- ① 地元中小企業によるインターンシップ（職業体験）を活用し、若者の社会性等の

育成支援を行います。

②中小企業が、インターンシップを受け入れやすい環境を整備します。

### (3) 専門性及び技能の育成支援

①専門的な技能の習得と、スキルアップのための支援を行います。

### (4) 経営者・後継者の育成支援

①経営者・後継者の育成には時間や資金がかかるため、負担を抑えて育成できるように、支援を行います。

②事業承継を円滑にするため、関係団体と連携・協力し支援を行います。

#### **評価指標**

指 標	H28年度 (*基準値)	H30年度 (見込み)	H34年度 (目標値)
新規雇用創出数	89人		
人材育成に関する支援策の利用件数	94件		
処遇改善事業所数	51件		

※平成28年度の実績を基準値とする。

#### **主な事業** ※詳細は計画別冊を参照

- 離職防止等処遇改善事業
- 中小企業人材育成補助金
- テクノセンターにおける技術相談及び技術指導 など

### 3 販路拡大及び需要開拓の促進

---

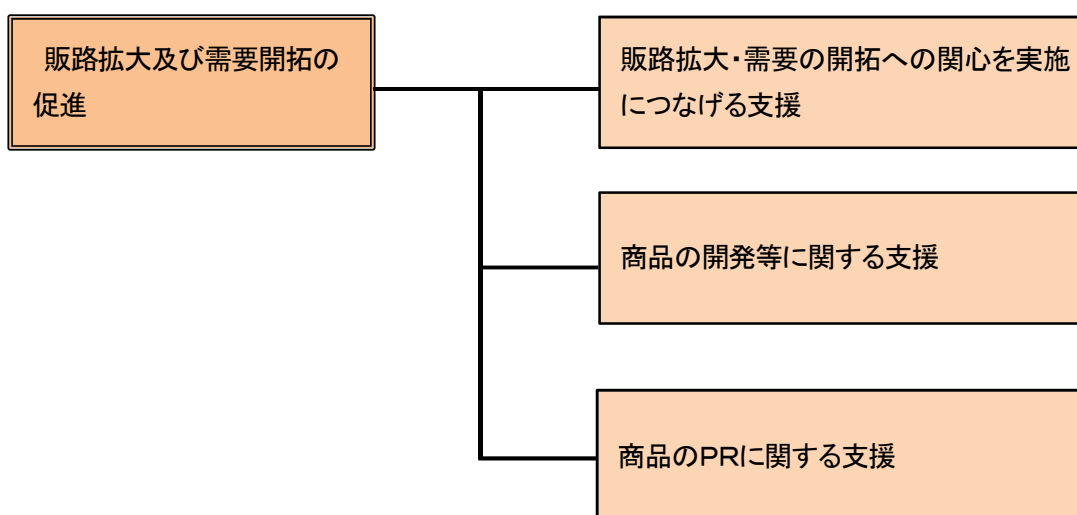
#### 現状と課題

中小企業の長期的な事業継続のためには、販路拡大・需要の開拓が必要です。しかし、人口の減少等に伴う需要や消費の縮小が続く中、販路拡大や需要開拓に踏み切ることができない中小企業が増えています。

#### 基本目標

中小企業が抱える課題に応じた支援を展開し、中小企業が販路拡大・需要の開拓に挑戦できる環境づくりを目指します。

#### 施策の体系



#### 主要支援策

##### (1) 販路拡大・需要の開拓への関心を実施に繋げる支援

- ① セミナーの開催などにより販路拡大・需要の開拓の重要性について周知し、販路拡大・需要の開拓に関心がある中小企業を後押しします。

##### (2) 商品の開発等に関する支援

- ① マーケティング調査等に要する費用補助など、消費者動向等に的確に対応した商

品やサービスの開発等が行えるよう支援します。

②商品の開発等につながる支援機関、関係団体を積極的に周知し、利用促進を図ります。

③商品の開発等にかかる新しい発想や独自性を引き出すためのセミナーを開催します。

### (3) 商品のPRに関する支援

①PR方法に関するセミナーの開催や広告費用補助などの支援を行い、積極的な情報発信を促します。

#### 評価指標

指 標	H28年度 (*基準値)	H30年度 (見込み)	H34年度 (目標値)
販路拡大セミナー 受講者数	—		
販路拡大に係る相談件数	30件		
商談会・展示会等の支援策利用件数	16件		

※平成28年度の実績を基準値とする。

#### 主な事業 ※詳細は計画別冊を参照

- 事業拡大・販路拡大支援事業
- 販路拡大セミナーの開催
- 広告宣伝に関する支援(予定) など

### 基本理念（第3条）

- ☆中小企業の振興は、各主体が協働して推進すること
- ☆中小企業の振興は、中小企業者等の創意工夫と努力を尊重して推進すること
- ☆中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応し推進すること
- ☆中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進すること

### 市の責務等（第4条ほか）

- ☆中小企業振興施策の策定・実施に努めること
- ☆中小企業者等の受注機会の増大に努めること

### 経済団体の責務（第6条）

- ☆中小企業者等の経営の改善や創業者の育成への支援に努めること
- ☆中小企業者等の組織化や連携等の促進に努めること

### 中小企業者等の責務（第5条）

- ☆経営の革新、経営基盤の強化、経営の安定を図るよう努めること
- ☆雇用の創出、事業活動に必要な人材の育成・確保に努めること
- ☆中小企業者等は組織化や団体への加入により、連携・協力するよう努めること

### 大企業者の責務（第7条）

- ☆中小企業等との連携・協力、地域経済への配慮に努めること
- ☆中小企業振興の重要性を理解し施策への協力を努めること

### 市民の責務（第8条）

- ☆市民生活における中小企業振興の重要性の理解に努めること
- ☆中小企業者等の商品等を利用することにより、中小企業振興への協力を努めること

苫小牧市は、国内初の内陸掘込港と空港に近い利点を生かし、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。この発展の原動力として、本市に立地する企業の大多数を占める中小企業が、産業及び経済を根幹から支え、大きな役割を担ってきた。中小企業の振興により、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されていくなどの良好な経済循環が生み出される。この循環が、本市の産業及び経済の活性化につながり、まちづくりを進展させ、市民生活の向上をもたらすことになる。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、本市の産業及び経済と市民生活全体に関わる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化してきており、これまで本市の産業及び経済を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業の活力を維持及び強化していくためには、中小企業の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えるべく果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが必要である。中小企業の振興により、中小企業が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業が本市の産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者でその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその主たる事務所を市内に有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 2 条第 1 項に規定する商工会議所その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が協働して推進さ



れなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に的確に対応するよう推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

- 2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携及び協力するよう努めなければならない。

(中小企業者等の責務)

第5条 中小企業者等は、経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、従業員の育成等による経営基盤の強化及び経営の安定を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者等は、雇用の創出を図るとともに、大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るよう努めなければならない。
- 3 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、豊かで暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めなければならない。
- 5 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び創業する者の育成に向け、指導及び支援するよう努めなければならない。

- 2 経済団体は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 経済団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等及び大企業者の連携を促進するよう努めなければならない。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、中小企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することについて認識するよう努めるものとする。

- 2 市民は、経済循環の一翼を担う消費者として、中小企業者等が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努め

るものとする。

(施策の基本方針)

第9条 中小企業振興施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業者等による組織化及び連携の促進を図ること。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第11条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第12条 市長の附属機関として、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議するほか、中小企業の振興の推進に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、中小企業の振興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(苫小牧市中小企業等振興条例の廃止)
- 2 苫小牧市中小企業等振興条例（昭和49年条例第5号）は、廃止する。  
(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「及び国民健康保険運営協議会」を「、国民健康保険運営協議会及び中小企業振興審議会」に改める。

(苫小牧市企業立地振興条例の一部改正)

- 4 苫小牧市企業立地振興条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「条例は、」の次に「苫小牧市中小企業振興条例（平成25年条例第5号）附則第2項の規定による廃止前の」を加える。